

○厚生労働省告示第百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月二十八日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一の規定及び別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百二十五号の規定は、平成二十五年六月三十日から適用する。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第一中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。  
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十二号を第二百五十四号とし、第二百五十四号から第二百五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二百二十三号を第二百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十五 チキジウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百二十二号を第二百二十三号とし、第八十二号から第二百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二 ジクロフェナク

## 附 則

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十五年厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中「四十三号」を「第四十三号」に改める。